

平成29年1月17日

指定旧供給地点の指定について

本日、四国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第5項の規定に基づく簡易ガス事業に関する指定旧供給地点の指定を行いました。

指定旧供給地点の指定について

- ・昨年10月、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第5項の規定に基づく指定旧供給地点の指定対象案について、パブリックコメントを実施しました。
- ・その後、提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、本日、指定対象案のとおり指定を行うこととしました。

（参考）

管内 簡易ガス事業者数：67 対象団地を扱う事業者数：17

簡易ガス団地数：353 経過措置指定対象団地数：62

（全国 簡易ガス事業者数：1,355 対象団地を扱う事業者数：430

簡易ガス団地数：約7,400 経過措置指定対象団地数：約1,500）

①平成28年12月14日付掲載 パブリックコメントの結果について（四国経済産業局所管分・電子政府の総合窓口ウェブサイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216046&Mode=2>

②平成28年12月14日付掲載 指定旧供給地点の指定について（四国経済産業局電力・ガス取引監視室）

http://www.shikoku.meti.go.jp/emsc/cnt_answer/H28/H281214a.html

（本発表資料のお問い合わせ先）

四国経済産業局資源エネルギー環境部

電力・ガス事業室長 十鳥

担当者：三好補佐、新居係長

電話：087-811-8533（直通）

URL：<http://www.shikoku.meti.go.jp/>